

しまね

# 生衛だより



編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター TEL (0852)26-0651  
〒690-0882 松江市大輪町420-1 FAX (0852)26-4684  
ホームページ: <http://www.seiei.or.jp/shimane/> E-mail: [shimanecenter@seiei.or.jp](mailto:shimanecenter@seiei.or.jp)

第68号

## 隠岐世界ジオパーク



ローソク島(隠岐の島町)



摩天崖(西ノ島町)



赤壁(知夫村)

### 新年のご挨拶

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター  
理事長 池上良一

あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、平素から当指導センターの運営や諸事業の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は地域活性化の施策や円安の効果もあって、都市部や大企業及び観光産業の一部では大きく業績を伸ばしていますが、地方の中小企業の多くは、その恩恵に浴していない状況であります。

今後さらに進む少子高齢化などによる急激な社会構造の変化の中、国においては規制改革を推し進めており、その審議会への大手・アウトサイダーの傍若無人な意見に、我々中小零細な経営は翻弄されそうな気配を感じております。このような時だからこそ、全生衛業各組合が一致団結して、国に対して物申していかなければと考えているところです。

また、各生衛組合が業種を超えて対応して頂きました「スタンプラリー事業」につきましては、本年度は2年目にあたり、当選者数を3倍の300名に増やして実施しました。組合員数の減少が続く中で、今後も組合活性化の一助として全生衛組合が協力して実施できる事業が出来ればと考えておりますので、昨年と同様、当指導センターへのご指導ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本年が皆様方にとって、明るい1年になりますことご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

## 栄えある受賞おめでとうございます。

平成 27 年生活衛生功労者として、次の方々が栄えある表彰を受けられました。  
 長年にわたり生衛組合の組織強化と業界発展のために貢献されました。  
 これからも元氣でご活躍されることを祈念いたします。

### ◎叙勲

旭日单光章

林 睦男 様  
 (理容生活衛生同業組合 副理事長)

### ◎厚生労働大臣表彰

生活衛生功労

椿 順一 様  
 (飲食業生活衛生同業組合 副理事長)

山本 澤郎 様  
 (食肉生活衛生同業組合 理事)

### ◎全国中央会理事長表彰

岩木 友枝 様  
 (飲食業生活衛生同業組合 理事)

松崎 滋 様  
 (旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長)

大成 清美 様  
 (クリーニング生活衛生同業組合 理事長)

### ◎島根県各種功労者表彰

渡邊 公志 様  
 (理容生活衛生同業組合 副理事長)

狩野 克弘 様  
 (旅館ホテル生活衛生同業組合 副理事長)

## 生活衛生同業組合活動推進月間

毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関・団体の協力のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開することとなりました。(主催：(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合)

今年も、10月22日に各生衛組合及び指導センターに加え、行政や政策金融公庫の出席のもと、連絡会議を開催しました。

会議では各生衛組合の現状や課題等を検討するとともに、関係機関の連携強化と組合活動活性化の推進について意見交換しました。

### <生衛組合に加入すると、こんな特典があります>

1. 日本政策金融公庫の融資がより有利な条件で受けられます。
2. 各生衛組合が取扱う各種保険共済制度に加入できます。
3. 各生衛組合が開催する各種講習会・研修会に参加できます。
4. 機関紙や情報誌で、業界の最新の情報を知ることができます。
5. 飲食店でのカラオケ使用料や宿泊施設のNHK受信料が割引になります。
6. その他

商品、原材料などを共同購入している組合では安価で仕入れができます。  
 県内8組合や行政、他団体等との人的ネットワークづくりができ、経営に活かすことができます。



**組合トピックス**

**「クリーニングの日」  
(9月29日)**

**キャンペーンの開催**

クリーニング生活衛生同業組合

島根県クリーニング生活衛生同業組合は、9月27日（日）、松江市大庭町の「サンライフ松江」において「クリーニングの日」(9月29日)にあわせキャンペーンを実施しました。

当日は、家庭で出来る染み抜きやカッターのアイロンがけなど、同組合の松江支部組合員が講師となり、来場者約30名に実際の作業を通じてプロの技を学んでいただきました。

今回のキャンペーンは2011年から実施し、年々参加者も増え、組合員と消費者が実際に触れ合うことによって、クリーニング業に関する知識の向上や理解を深めていただくよい機会となっています。

講習会終了後には、洗剤や染み抜き剤、組合加盟店で利用できるサービス券などが当たる抽選会も開催され、好評のうちにキャンペーンを終了しました。



**平成27年度クリーニング師研修・業務従事者講習を開催**

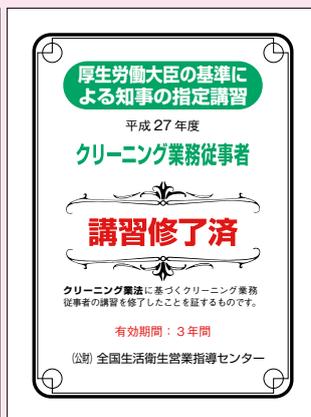
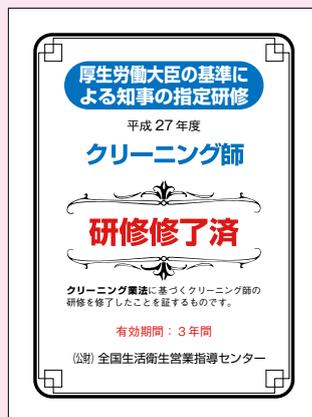
クリーニング師や業務従事者に対し、クリーニング事故の防止を図り、安心できるサービスを提供するため、衛生思想や洗濯物処理等の知識・技術の普及と徹底を図ることを目的に平成27年度のクリーニング師研修・業務従事者講習を開催しました。

この研修・講習は、クリーニング業法により3年に一度受講が義務づけられている法定の研修・講習制度で、島根県知事の指定を受けた（公財）全国生活衛生営業指導センターから受託し、「洗濯物の処理」「受取保管及び引渡し」「繊維及び繊維製品」「衛生法規及び公衆衛生」についての講義を実施しました。

受講された方より、「現場で役立つことを教えていただき参考になった」とのご意見も寄せられ有意義な研修講習を開催することができました。

また、東部地区の業務従事者と当日会場へ出席できないクリーニング師を対象に二型研修・講習として通信による研修講習（自宅にてテキストを学習し、レポートを提出していただく）も実施しました。

I型クリーニング師研修			
	開催日	会場 / 所在地他	受講者数
西部会場	平成27年10月25日	いわみーる / 浜田市	14人
東部会場	平成27年11月15日	島根県民会館 / 松江市	22人
I型業務従事者講習			
西部会場	平成27年10月25日	いわみーる / 浜田市	30人
II型クリーニング師研修			
通信	平成27年11月25日	その他受講者	10人
II型業務従事者講習			
通信	平成27年11月25日	東部地区	32人



**組合トピックス****食肉セミナー****を開催して**

島根県食肉生活衛生同業組合

11月8日(日)、松江市のいきいきプラザ島根で「食肉セミナー」を実施しました。一般消費者30名の方を対象に、講師として管理栄養士山本怜子氏を迎えて、家庭における食肉の衛生的な取り扱い方や生食の危険性等について学んでいただきました。

厚生労働省の生活衛生関係営業対策事業によるもので、単年度事業ですが、またこういう機会を設けることができれば、食肉に関する衛生管理等について消費者の方々にもっと知っていただけるものと考えております。

**平成27年度生活衛生経営特別相談員研修会**

経営特別相談員は、生活衛生関係営業のなかで一定の資格を有する人の中から島根県知事が原則として3年間委嘱します。

経営特別相談員の業務としては、

- ① 経理、税務、金融、労務等経営に関する指導。
- ② 営業設備の近代化、合理化に関する指導。
- ③ 「生活衛生改善貸付」に係る申請書の審査及び当該営業に関する相談、指導。

④ 生活衛生関係営業の許可申請、営業届出等の手続きに関する助言、相談。

⑤ 県(保健所等の出先機関を含む)が行う生活衛生関係営業指導に対する協力を行うこと。

とされています。

経営特別相談員は資質向上のために年1回、島根県生活衛生営業指導センターが行う研修会を受講していただくことになっています。27年度の研修は下記の内容で実施しました。

●とき 平成27年8月24日(月)

●ところ くにびきメッセ 401会議室

**1、「島根県生活衛生営業指導センター事業について、  
生衛法と生衛組合について」**

(公財)島根県生活衛生営業指導センター 専務理事 桐原 祥修

**2、「事例紹介」**

島根県美容業生活衛生同業組合 経営特別相談員 大森 京子 氏

**3、「ネット被害事例と対策について」**

島根県警察本部生活環境課 情報技術管理官 山本 隆義 氏

**4、「生活衛生改善貸付等融資制度について」**

(株)日本政策金融公庫松江支店 融資課長 宮本 大資 氏

**5、「生活衛生事業者に役立つ各種支援制度について」**

まつえ北商工会 経営支援課長 金森 朗 氏



事業者の皆様

# マイナンバー

準備はお済みですか？

## 6つの導入チェックリスト

- ① マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。
- ② マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
- ③ マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- ④ ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行いましょ。
- ⑤ 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょう。
- ⑥ 従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょ。

マイナンバーの導入準備は、従業員を雇用しているすべての事業者に必要なです。

- ・マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が始まります。
- ・特に1月以降は短期で雇用するパート・アルバイトなどのマイナンバーは、早期に取得する必要があります。



平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

- ・マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が始まります。
- ・マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。
- ・法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。



行政手続きが、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- ・社会保障の手続きや源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続きで利用する事で、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。



事業者は、行政手続きなどのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は **マイナンバー** で検索。

または **0570-20-0178** へお問い合わせください。



## 島根県健康福祉部薬事衛生課からのお知らせ

### 食品表示法が施行されました

食品衛生法、JAS 法、健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。

### 食品表示相談窓口

食品表示に関する相談は、各市町村を管轄する保健所へご相談ください。

地 域	保健所	電 話	F A X
松江市、安来市	松江保健所	0852-23-1317	0852-31-6694
雲南市、奥出雲町、飯南町	雲南保健所	0854-42-9667	0854-42-9654
出雲市	出雲保健所	0853-21-1185	0853-21-7428
大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所	0854-84-9806	0854-84-9819
浜田市、江津市	浜田保健所	0855-29-5575	0855-29-5562
益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所	0856-31-9551	0856-31-9568
海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	隠岐保健所	08512-2-9715	08512-2-9716

理容師・美容師のみなさま

### 毛染めによる皮膚障害について

今般、消費者安全調査委員会委員長より厚生労働大臣に対し、毛染めによる皮膚障害の重篤化を防ぐための取組みについて意見が出されました。

理容所及び美容所における毛染めによる皮膚障害の重篤化を防ぐため、適切な毛染めの施術を行っていただきますようお願いいたします。

消費者庁 HP [http : www.caa.go.jp/csic./action/index5.html](http://www.caa.go.jp/csic./action/index5.html)

#### ■酸化染毛剤やアレルギーの特性

- ☞ ヘアカラーリング剤には、酸化染毛剤、非酸化染毛剤、脱色剤、脱染剤、染毛料及び一時染毛料がある。中でも酸化染毛剤が最も広く使用されているが、他のカラーリング剤と比べてアレルギーを引き起こしやすい。
- ☞ アレルギーの場合、一旦症状が治まっても、再度使用すれば発症し、次第に症状が重くなり、全身症状を呈することもある。
- ☞ 低年齢のうちに酸化染毛剤で毛染めを行うと、アレルギーになるリスクが高まる可能性があると考えられる。

## (株)日本政策金融公庫生活衛生融資について

### ○生活衛生関係の事業を営む方への融資制度です。

飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店）、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業、サウナ営業、その他公衆浴場業、クリーニング業を営む方々への融資制度です。

（注）生活衛生関係の事業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、国民生活に密着した営業として衛生水準の維持向上、健全な経営等が規定された事業です。

### ○振興事業貸付は、振興計画認定組合の組合員の方向けの制度で、生活衛生融資の一般貸付よりも、融資条件（ご融資額、ご返済期間、利率等）が有利な制度です。

#### <ご利用例>

振興事業貸付をご利用いただいた場合、一般貸付より利率が最大で 1.05% 有利

✓店舗改装資金として 700 万円借入れ（10 年でご返済）

#### ～貸付制度ごとの当初 1 年間の支払額比較～



### ○新たに事業を始める方にもご利用いただけます。

### ○長期のご返済で、お利息は固定利率です。なお、お利息は、お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

〔くわしくは、下記の窓口までお気軽にお問い合わせください。〕

#### 《お問い合わせ先》

（公財）島根県生活衛生営業指導センター ☎0852-26-0651  
 日本政策金融公庫松江支店（国民生活事業） ☎0852-23-2651  
 日本政策金融公庫浜田支店（国民生活事業） ☎0855-22-2835

## ご利用いただける方（対象業種・事業規模）

### ○生活衛生関係の事業を営む次の事業規模に該当する方にご利用いただけます。

対象業種	事業規模（次のいずれかに該当する方）	
	資本金（会社）	従業員数（会社または個人）
飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店） 喫茶店営業 理容業 美容業 一般公衆浴場業 サウナ営業 その他公衆浴場業	5,000 万円以下	100 人以下
食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業	5,000 万円以下 卸売業は 1 億円以下	50 人以下 卸売業は 100 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
興行場営業	3 億円以下	100 人以下
クリーニング業	3 億円以下	300 人以下

（注）1 従業員数には、臨時の従業員（パート・アルバイト）および家族従業員を含みません。

2 その他公衆浴場（いわゆるスーパー銭湯、健康ランド等）の方は、一般貸付におけるレジオネラ症対策資金、東日本大震災復興特別貸付（震災または原発事故により直接被害を受けた方に限る）や生活衛生改善貸付（運転資金のみ）に限ります。

## 平成27年度健康・福祉対策推進事業(スタンプラリー事業)

「シニアの元気はシマネの元気！」を合言葉に9月～10月の2か月間、熱心に取り組んでいただいた結果、最終的に2,076名の方からの応募がありました。

11月19日に厳正なる抽選を行い、300名の方々に利用券(2,000円分)を送付しましたので、皆様のお店にも当選された方がお見えになられたかもしれません。

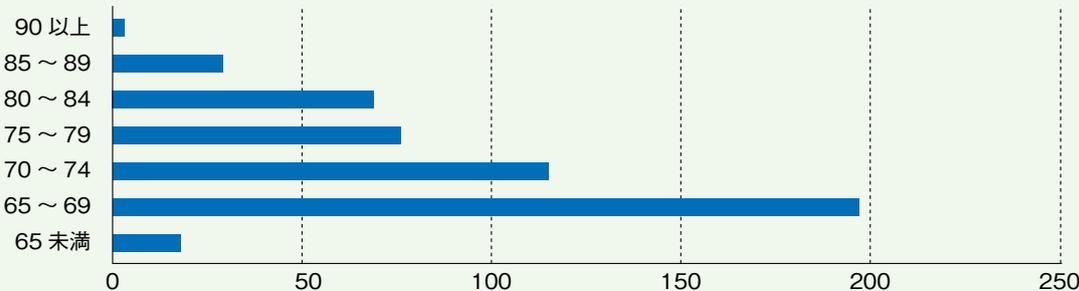
利用券の**使用期限は平成28年1月31日、清算期限は2月15日(必着)**となっていますので、期限厳守をお願いします。



### ～スタンプラリーアンケートの結果から～

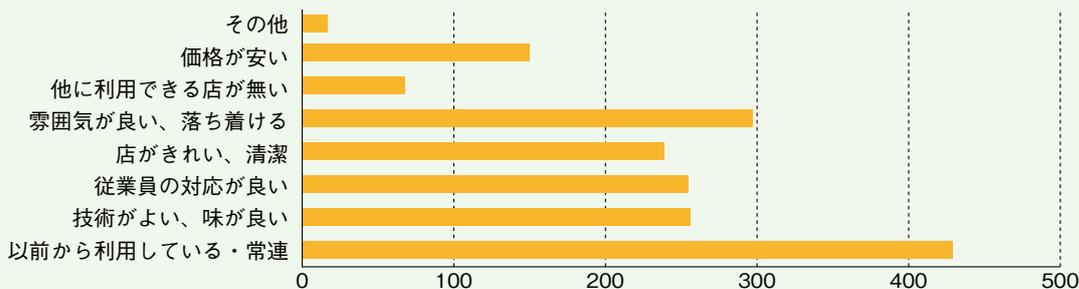
#### ☆応募して頂いた方々の状況

- ・ 女性が1,150名(55.5%)、男性が923名(44.5%)
- ・ 65～69歳が38.7%と一番多く、次いで70～74歳(22.8%)、75～79歳(15.4%)



#### ☆お店を利用した理由(きっかけ)

- ・ 「以前から利用している・常連」が1,727名(26.9%)一番多く、次いで「雰囲気が良い、落ち着ける」が1,080名(16.8%)、「従業員の対応が良い」973名(15.1%)、「技術がよい、味が良い」964名(15.0%)となりました。



## 生衛業の皆様 営業相談室のご案内

生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。  
融資相談・経営相談等お気軽にご利用下さい。

◎指導センター相談室は毎日午前10時～午後4時まで(土・日・祝祭日を除く)

◆ 指導センターの事業計画、各種研修(クリーニング師研修など)については、ホームページ(<http://www.seiei.or.jp/shimane/>)をご覧ください。

